

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

〔平成二十三年三月十五日 財務省告示第八十四号〕
〔最終改正 平成三十一年三月二十九日 財務省告示第八十五号〕

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十三年三月十一日以後に支出された寄附金について適用する。なお、東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義））に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十七年三月三十一日までの間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。）は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

一 社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動（次号及び第三号において「被災者支援活動」という。）に必要な資金に充てるものとして、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金（平成二十三年三月十一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支出されたものに限る。）の全額

二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項（定義）に規定する認定特定非営利活動法人（以下この号において「認定特定非営利活動法人」という。）、同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この号において「特例認定特定非営利活動法人」という。）又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下この号において「旧認定特定非営利活動法人」という。）である法人（以下この号及び第四号においてこれらの法人を「認定特定非営利活動法人等」という。）の東日本大震災の被災者支援活動（相当の対価又は助成金を得て行われる活動を除く。以下この号及び次号において同じ。）に特に必要となる費用（ホにおいて「必要費用」という。）に充てるために当該認定特定非営利活動法人等に対してされる寄附金であつて、当該認定特定非営利活動法人等が当該寄附金の募集につき次に掲げる要件を満たすことについて、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあつては特定非営利活動促進法第九条（所轄庁）に規定する所轄庁の、旧認定特定非営利活動法人にあつては主たる事務所の所在地の所轄国税局長の確認を受けた日の翌日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支出されたものの全額

イ 当該認定特定非営利活動法人等が当該被災者支援活動を自ら行うために、当該寄附金の募集を行うことについて相当の理由があること。

ロ 募集要綱（寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ハ その募集する寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理すること。

ニ その募集する寄附金の収入の実績並びに当該被災者支援活動に係る活動及び支出の実績について、適時に、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ホ 平成二十六年十二月三十一日が到来した場合、当該被災者支援活動が終了した場合又は不正等の事実があつた場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該必要費用に充てられたものの額（同日が到来した場合にあつては、同日後に行う当該被災者支援活動に係る必要費用の額を含む。）を控除した残額について東日本大震災による被害を受けた地方公共団体並びに東日本大震災の被災者の収容及び保護を行う地方公共団体その他これに類する事業を行う地方公共団体に寄附すること。

三 公益社団法人又は公益財団法人の東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用（ハにおいて「必要費用」という。）に充てるために当該公益社団法人又は公益財団法人に対してされる寄附金であつて、当該公益社団法人又は公益財団法人が当該寄附金の募集につき次に掲

げる要件を満たすことについて当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三条（行政庁）に規定する行政庁をいう。）の確認を受けた日の翌日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支出されたものの全額

イ 当該公益社団法人又は公益財団法人が当該被災者支援活動を自ら行うために、当該寄附金の募集を行うことについて相当の理由があること。

ロ 募集要綱（寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ハ 平成二十六年十二月三十一日が到来した場合、当該被災者支援活動が終了した場合又は不正等の事実があった場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該必要費用に充てられたものの額（同日が到来した場合にあつては、同日後に行う当該被災者支援活動に係る必要費用の額を含む。）を控除した残額について東日本大震災による被害を受けた地方公共団体並びに東日本大震災の被災者の収容及び保護を行う地方公共団体その他これに類する事業を行う地方公共団体に寄附すること。

四 法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は認定特定非営利活動法人等（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成三十二年三月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成三十二年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあつては、その法人が行う同法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）のうち東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合には、当該建物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるものの全額

五 全国商工会連合会に対して平成二十三年三月十七日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支出された寄附金で、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会又は都道府県商工会連合会が全国商工会連合会の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業（商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条第一号から第六号まで、第九号及び第十号又は第五十五条の八第一項第二号から第四号まで（事業の範囲）に掲げるものに該当するものに限る。）に要する費用に充てられるものの全額

六 日本商工会議所に対して平成二十三年三月二十二日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支出された寄附金で、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業（商工会議所法（昭和二十八年法律第四百三十三号）第九条第三号か

ら第八号まで及び第十号から第十八号まで（事業の種類）に掲げるものに該当するものに限る。
。）に要する費用に充てられるものの全額

七 公益財団法人ヤマト福祉財団に対して平成二十三年六月二十四日から平成二十四年六月三十日までの間に支出された寄附金で、東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てられるものの全額